

水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

地方公営企業法において、決算で利益を生じた場合、前事業年度から繰り越した欠損金をうめてなお残額があるときの利益処分（利益の用途）については、条例または議会の議決によることと定められている。

当市では条例で、企業債の償還に使う減債積立金に積み立てることを規定しているが、今後の災害等の突発的な赤字に対する備えとしての活用や、建設改良のための積み立てなど、安定した事業経営のために経営状況に応じて柔軟な判断ができるよう、所要の改正を行う。

2 改正内容

第7条に規定する利益処分の方法について改正するもので、現在の、減債積立金に積み立てる規定を、議会の議決を経て減債積立金、建設改良積立金又は利益積立金に積み立てることができるよう改めるほか、条項の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する

4 参考（他市事例）

自治体名	条例の有無	利益処分の方法
札幌市、恵庭市、帯広市 釧路市、北見市	なし	議決により処分 （経営状況に応じて処分方法を判断）
北広島市	あり	議決により減債、建設改良、利益積立金に積み立てることができる
函館市、千歳市	あり	減債、建設改良、利益積立金に積み立てることができる
旭川市、江別市	あり	減債積立金に積み立てる（企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた後、利益積立金に積むことが可能）